

1 補助対象施設

町内に所在し、下記の業種に使用している店舗、工場、事務所、倉庫およびそれらに付随する構築物で、暴風被害の復旧費用が10万円以上である施設
 ※被災した施設を複数所有している場合は、合計額を基準とします。

業種：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、サービス業（本業種に分類される場合でも、公共的機関等、一部対象にならない業種もありますので事前にお問い合わせください。）

2 補助対象者

補助対象施設の復旧を行う所有者または使用者で、町税および使用料等を滞納していない者

3 補助基準額

復旧費用から保険金（損害保険金、建物共済金、見舞金など）を差し引いた額
 ※店舗兼住宅などの併用住宅の場合は上記の1/2の額

4 補助金額

補助基準額の1/3（千円未満切捨て）

5 補助上限額

被災した商工業施設の総床面積の合計による

総床面積の合計	上 限 額
300㎡未満	10万円
300㎡以上600㎡未満	50万円
600㎡以上	100万円

6 申請手続き

(1)申請先

美郷町商工観光交流課（美郷町役場第二庁舎2階）

(2)必要書類

- ・美郷町商工業施設復旧支援事業補助金交付申請書
- ・被災したことが確認できる書類の写し（罹災証明書など）
- ・補助対象施設の被災箇所の復旧前と復旧後の写真
- ・復旧に要した金額が確認できる書類の写し（工事見積書など）
- ・保険金額などが確認できる書類の写し（給付明細書など）
- ・補助金の振込先を確認できるもの（通帳など）

(3)申請方法

復旧費用や保険金等の額確定後に、必要書類を揃えて申請してください。

(4)申請期限

平成25年3月31日まで

美郷町住宅リフォーム
緊急支援事業補助金を
受給される場合は、
補助対象外となります

児童手当制度のご案内

6月分以降の児童手当を受給するためには現況届の提出が必要です!



1. 現況届の提出

現況届は、6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。**提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなります**のでご注意ください。該当する方には書類を送付しています。

【現況届に必要な添付書類】

- ・申請者が被用者（会社員など）の場合
→健康保険被保険者証の写しなど
 - ・平成24年1月1日に町外に住所があった場合
→前住所地の市区町村長が発行する、**平成24年度所得課税証明書（平成23年中の所得のわかるもの）**
- ※この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

現況届の提出期限は6月29日(金)です

2. 所得制限限度額

平成24年6月分の手当から所得制限が導入されます。養育者（父または母等）の所得が所得制限限度額を上回る場合、特例給付金として児童一人当たり月額一律5,000円の支給となります。

■所得制限限度額

扶養親族の数	所得額（単位：万円）
1人	622.0
2人	666.0
3人	698.0
4人	736.0

※老人扶養親族控除1人につき6万円を加算

※扶養親族が4人以上の場合は、1人につき所得額に38万円を加算

※所得額は、市町村民税に係る総所得金額等から、医療費控除等の控除額と児童手当法施行令第3条第1項による控除（一律8万円）を差し引いた金額

児童手当制度について

■支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

■支給額（6月支給分から）

対象年齢等	支給月額(児童1人当たり)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

※「第3子以降」とは、養育する児童のうち、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間において、年齢を上から数えて3番目以降の児童をいいます。

■支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

申請は出生や転入から15日以内に!!

出生・転入等により受給資格が生じた場合は、町福祉保健課福祉班（公務員の方の場合は勤務先）まで申請が必要です。

児童手当は、原則として申請した月の翌月分からの支給となります。誕生日や転入した日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。**申請が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。**

◎申請の内容に変更があったときは、届出が必要です。

①出生・死亡等により、支給要件児童数に増減があったとき

②受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

※その他にも届出が必要な場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ◎町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1505)